

陳情第50号	平成24年9月4日受理
付託委員会	文教安全常任委員会
件名	「任意団体・八千代市自治会連合会の事務局事務の一切を生活安全課に引き受けさせているのは市税の不法流用行為であるので、市議会は市長に対してその停止の即時実行を求められたい」件
陳情要旨	
<p>八千代市自治会連合会（以下、自治連と言う）の事務局事務の一切を八千代市役所安全環境部生活安全課が引き受けている現状の不条理について豊田市長に問いただした本陳情者の公開質問状に対し、2年前に豊田市長から「自治連の事務関係の一切は返上させるが、自治連側準備等もあり若干の時間的余裕をもらいたい」旨の回答がありました。市長として当方の指摘の正しさをそのまま認識された上のことであると了解しましたが、タイムスケジュールはもらえぬままでした。</p> <p>市議会議員各位の御判断でも、かかる行為が市税の不正流用にほかならぬとされることは明白であります。これ以上、市長の実行がおくれることは許されませんから、市議会として厳然と市長に実行方申し入れを決議し通告されるよう求めます。</p> <p>もしも市長側にて、何らかの積極的反対理由をもっての抗弁などがあるなら、それを法的に正当化できる根拠の有無を問うことをお願い申し上げます。</p> <p>ここで現実に起こったことに言及しますと、2010年末の市長選（同時に市議選）の際に、「豊田候補自身」が投票日直前（12月14日）に、自治連メンバーである町会長を引き連れて戸別訪問という公選法違反行為を行った事実があるのです。告発はまだですが、実際に訪問を受けた証人が存在するので</p> <p>こうした事実からすれば、首長が自治連の存在を自己の都合に合わせて利用する・できる意図が以前から存在するという事です。ますますもって自治連事務局を市役所業務から引き離さなければならぬことがはっきりします。</p> <p>もはや、一刻の猶予もたせず、自治連を市役所から引き離すべきことを決議し、市長に通告願います。</p>	